

(介護・予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明

1. 当事業所が提供する訪問リハビリテーションサービスについての窓口

連絡先 太田協立診療所 0276(45)4911
(午前8時30分～午後5時00分)

2. 太田協立診療所 訪問リハビリテーション事業所の概要

(1) 事業所所在地及びサービス提供地域

事業所名	太田協立診療所 指定訪問リハビリテーション事業所
所在地	太田市
電話番号	0276(45)4911
FAX番号	0276(45)5130
介護保険指定番号	1012510747号
サービス提供地域	太田市 大泉町 邑楽町 足利市
管理者名	加藤 なつ江(医師)

(2) 事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤	計	
管理者(医師)	1名 (兼務)	0名	1名	
従事者	理学療法士	4名 (訪問リハ従事者2名)	0名	4名
	作業療法士	2名 (訪問リハ従事者0名)	0名	2名
	言語聴覚士	0名 (訪問リハ従事者0名)	0名	0名

(3) サービスの提供日及び提供時間

サービス提供日	月、火、水、木、金曜日 ※土・日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)の サービス提供はありません。
提供時間帯	午前8時30分～午後5時00分
提供時間	ケアプランによります

3. サービス概要

(1) 運営方針

体が不自由になってしまっても、住み慣れた地域やご自宅で安心して生活し、生活の中での楽しみ・目標を見つけ、地域社会との関わりを増やし元気になれるように、利用者様とご家族と共に考えていきます。

(2) サービス内容

訪問リハビリテーション(運動・日常生活活動練習及びその指導、住宅改修相談・提案、日常生活活動上の相談、介護方法指導、補装具・自助具に関わる相談、健康チェックなど)

(3) サービス利用にあたっての調整、確認事項

サービスを提供するにあたり、体調の確認を致します。体調が悪い場合はサービスの内容変更や中止をすることがあります。また、利用者様の都合に応じて時間変更できることもありますので、担当者にご相談ください。

4. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

5. 個人情報保護および秘密保持

- (1) 個人情報保護について
当事業所では、介護サービス情報および利用者またはその家族の個人情報について、安全で適切な取り扱いに努めています。個人情報保護については別紙をご参考下さい。
- (2) 秘密保持について
正当な利用が無く業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。また、職員が退職した後もそれは守られます。

6. サービス内容に関する相談・要望・苦情

- ① 当生協お客様相談・苦情窓口 事務長 ☎0276(45)4911
- ② 当生協以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

太田市介護サービス課	☎0276(47)1939
大泉町高齢介護課	☎0276(62)2121
邑楽町介護保険係	☎0276(47)5021
足利市元気高齢課	☎0284(20)2136
群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理委員	☎027(290)1323
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	☎028(643)2220

7. 虐待防止に関する事項

- (1) 利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
- (2) サービスの提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

8. 身体拘束等の原則禁止

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

9. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 当生協の概要

名称・法人種別 群馬中央医療生活協同組合(生協法人)

代表者役職・氏名 理事長 半澤正

本部所在地 前橋市朝倉町830番地の1

電話番号 ☎027(265)3511

定款の目的に定めた事業

- (1) 組合員の生活に有用な医療施設などの共同施設を設置し、組合員が利用する事業
- (2) 老人福祉法、老人保健法、介護保険法のいずれかに基づく老人保健・福祉に関する事業
- (3) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工し又は生産して組合員に提供する事業
- (4) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

施設等

◎太田地区

○太田協立診療所

併設 通所リハビリテーション施設 あゆみ・つどい
訪問リハビリテーション事業所

○石原ケアセンター 介護支援センター石原

介護支援センター石原ヘルパー

東長岡訪問看護ステーションたんぼぼ

◎桐生地区

○桐生協立診療所

併設 居宅介護支援事業所

通所介護施設 さくら

訪問リハビリテーション事業所

○ホームヘルパーステーションまゆ

○看護小規模多機能事業所 みんなの家つつみ

◎中毛地区

○前橋協立病院(189床)

併設 通所リハビリテーション施設 さくらんぼ

通所リハビリテーション施設 未来

通所介護施設 虹

訪問リハビリテーション事業所

○前橋協立診療所

併設 通所介護施設 デイサービス城東

○協立歯科クリニック

○前橋地域包括支援センター南部

○在宅介護支援センター朝倉

○広瀬訪問看護ステーションたんぼぼ

○城東ケアセンター居宅介護支援事業所

○小規模多機能事業所グループホームふれあいの家六供